

---

JCIS 27-1997

日本写真機工業規格

# カメラの質量及び寸法の表示方法

日本写真機工業会

東京都千代田区一番町25番地 (JC11ビル)

TEL: 03-5276-3891

---

制 定 日本写真機工業会 平成9年5月20日  
原案作成 規格委員会 カメラの重量・寸法等表示特別分科会

審議委員会 規格委員会

委員長	山田建男	キヤノン (株)
副委員長	三浦康晶	(株) ニコン
委員	河本真介	旭光学工業 (株)
〃	柏原利次	ウエスト電気 (株)
〃	高橋真也	オリンパス光学工業 (株)
〃	熱田利一	京セラ (株)
〃	秋間久	コニカ (株)
〃	井上信義	(株) コパル
〃	中山豪	(株) コシナ
〃	谷路真澄	(株) シグマ
〃	小杉義信	スリック (株)
〃	関陽一	セイコープレジジョン (株)
〃	大野秀明	(株) セコニック
〃	岡島武俊	(株) タムロン
〃	相川元治	(株) トーカド
〃	笠原敬太郎	日東光学 (株)
〃	山本勝彦	富士写真光機 (株)
〃	有坂正行	富士写真フィルム (株)
〃	源田享二	ブロニカ (株)
〃	土館洋一郎	マミヤ・オーピー (株)
〃	阿部治男	ミノルタ (株)
〃	井口進	(株) リコー
事務局	中村達	日本写真機工業会
〃	竹田尚義	〃

カメラの重量・寸法等表示特別分科会

主	査	北 沢 利 之	旭 光 学 工 業 (株)
委	員	柏 原 利 次	ウ エ ス ト 電 気 (株)
	〃	高 橋 真 也	オ リ ン パ ス 光 学 工 業 (株)
	〃	佐 藤 晋 二	キ ヤ ノ ン (株)
	〃	岡 崎 滋	京 セ ラ (株)
	〃	中 本 聡	コ ニ カ (株)
	〃	高 宮 秀 行	ス リ ッ ク (株)
	〃	鹿 島 雅 治	(株) セ コ ニ ッ ク
	〃	三 浦 康 晶	(株) ニ コ ン
	〃	野 沢 昌 也	富 士 写 真 光 機 (株)
	〃	有 坂 正 行	富 士 写 真 フ ィ ル ム (株)
	〃	源 田 享 二	ブ ロ ニ カ (株)
	〃	天 田 光 正	マ ミ ヤ ・ オ ー ピ ー (株)
	〃	椿 本 浩 士	ミ ノ ル タ (株)
	〃	堀 米 博 文	(株) リ コ ー
事	務 局	竹 田 尚 義	日 本 写 真 機 工 業 会

## カメラの質量及び寸法の表示方法

## 1. 適用範囲

この規格は、カタログ、使用説明書等に記載する、カメラ及び交換レンズの質量及び寸法の表示方法について規定する。

エレクトロニックフラッシュ、露出計等の付属品についても、適用できる事項は適用してもよい。

## 2. 用語の意味

この規格で用いる用語の意味は、次による。

## a) 収納状態

たとえば、沈胴式のカメラにおいては、沈胴状態とし、開閉部は閉じた状態とし、折りたたみできる部分は、折りたたんだ状態とし、伸縮できる部分は、縮めた状態をいう。

## b) 使用状態

カメラを使用している状態をいう。

## c) カメラの幅、高さ及び奥行

被写体に対向する面を正面とし、水平な方向の寸法を幅、垂直な方向の寸法を高さ、光軸方向の寸法を奥行きという。

## d) レンズの最大外径及び長さ

レンズの光軸方向の寸法（フランジ面からレンズ先端部までの）を長さとし、光軸に直角方向の鏡筒を含む最大直径を最大外径という。

## 3. 質量及び寸法の測定方法

## a) 質量の測定は、主電源である電池及びアイカップ等の付属品をとり除いた本体のみの質量を測定する。

ただし、データバック用及びバックアップ用電池等に関しては、装着したままで測定する。

## b) 寸法の測定は、次による

## 1) カメラの収納状態における付属品をとり除いたカメラ本体の幅、高さ及び奥行の寸法を測定する。

ただし、吊り金具、蝶番、ファインダー接眼部等の小突起物は、測定から除外する。

2) レンズの収納状態における最大外径及びフランジ面より、レンズ先端部までの長さを測定する。

レンズ後端部がフランジ面より突出している場合には、その突出部からレンズ先端部までの長さを、レンズ全長として測定する。

#### 4. 表示方法

寸法表示に使用する単位は、ミリメートル (mm) を用い、カメラの幅 (W) × 高さ (H) × 奥行 (D) 及びレンズの最大外径 ( $\phi$  max.) × フランジ面よりレンズ先端部までの長さ (L) の形式で表示する。ただし、レンズ全長を表示する必要があるときには、次の例のように表示する。

$$\phi 40 \times 50 (60) \text{ mm}$$

ここで、50 mm は、フランジ面よりレンズ先端部までの長さ、括弧内は、レンズ全長の長さとする。

質量表示に使用する単位は、グラム (g) を用いる。

原則として寸法及び質量表示の最小表示単位は下記の通りとする。

寸法	最小表示単位	質量	最小表示単位
10mm未満	0.5mm (2捨3入) ないし、必要に応じ 0.1mm (4捨5入)	100 g 未満	1 g (4捨5入)
10mm以上 1000mm未満	0.5mm (2捨3入)	100 g 以上 1000 g 未満	5 g (2捨3入)
1000mm以上	1 mm (4捨5入)	1000 g 以上	10 g (4捨5入)

例：カメラの場合

実測寸法            134.8 × 90.2 × 61.4 mm  
表示                135        × 90        × 61.5 mm

レンズの場合

実測寸法             $\phi$  40 × 50.2 (フランジ面から) mm  
"                     $\phi$  40 × 60.1 (全長) mm  
表示                 $\phi$  40 × 50 (60) mm

以上

J C I S 2 7 - 1 9 9 7  
カメラの質量及び寸法の表示方法 解説

この解説は、本体に規定・記載した事柄、並びにこれらに関連した事柄を説明するもので、規格の一部ではない。

1. 制定に至る経過及び目的

カメラの寸法に関しては、従来の直方体の表示方法である、幅×高さ×奥行き、の表示方法が用いられてきていたが、近年カメラのデザインの多様化に伴い、凹凸及び曲面が多く用いられるようになり、直方体で表示することに問題を生ずるようになってきた。

さらに、カメラを単に寸法で大きさを示すべきか、容積で示すべきか等の問題が、出されてきている。

質量に関しては、本体質量とすべきか、撮影時の総質量等、電池を含めた質量とすべきかの問題も出されている。

近年、カタログ等において、世界最小、最軽量等の表現が、用いられるようになりこれらの表示に大きな関心もたれるようになってきた。

このような状況において、当工業会規格委員会において、平成7年度事業計画の立案のためのアンケートを、会員各社へ実施した結果、カメラの質量及び寸法の表示方法を規格化してほしいとの提案があり、規格委員会で検討した結果、平成8年度標準化事業として採択された。

この規格は、従来から種々の表示方法があったカメラの質量及び寸法を、できるだけ消費者にわかるような表示方法に統一し、カタログ等に統一的に表示できるように規定することを目的としているが、この表示方法で充分でない場合には、消費者に誤解を与えず、且つ分かりやすい図表示等を妨げるものではない。

2. 審議中問題となった事項

2. 1

従来から、各社で用いてきた表示方法と、本規格の表示方法による数値の差について、各社は、従来から光学工業技術研究組合技術資料（JOERA Vol.17 No.3）に記載の表示方法及び各社独自の表示方法を用いてきたが、本規格を適用することにより、同じカメラが異なった数値で表現されることとなり、このことが大きな問題となり、できるだけ従来の表示と差がないように配慮した。

2. 2

カタログ等に使用する表示は、アイカップ、ホットシューカバー、シンクロターミ

ナルカバー等の附属品をとりはずした寸法及び主電源電池をとりはずした質量とした。

質量に関して、電池を入れた状態の表示とするべきであるとの意見により、市販の電池の質量を実測した上で再検討したが、実測の結果、質量表示に著しく差が出る可能性があったため、上記の通り決定した。

## 2. 3

### 使用頻度の多い主電源の表現

上記により、電池を取りはずした状態を原則としているが、これは、使用頻度の多い主電源用電池を対象とした規定で、比較的交換頻度が少なく、消費者が容易に交換できるか否かあいまいな、データバック用電池等の組み込み電池に関しては、収納したままの状態でも適用することとした。

また、以下の例のように、電池込みか、別かを付記することは、消費者に誤解を与えず望ましい。

(例) 250g (電池別)

250g (本体用電池別、データバック用電池込み)

## 2. 4

### 小突起物の規定

前記の技術資料においては、投影面積の20%以下の面積の突起物を小突起物としているが、最近のカメラのグリップ部のように曲面で構成されている突起物に関しては、その突起のどこの部分を計測した場合の面積かが特定しにくいし、さらに、この考え方は、一般の消費者に分かりにくい点があるので、原則として代表的な小突起物である吊り金具、蝶番及びファインダー接眼部を規定し、その他の小突起物に関しては、例外的に認めるよう規定したが、このような場合には、何を小突起物として寸法から除外したかを記載することが望ましい。

カメラによっては、ファインダー接眼部が著しく突出しているものがある。

このような場合の寸法表示には、ファインダー接眼部も含めるべきである。

突出部の判定には、上記技術資料に記載の方法を用いてもよい。

## 2. 5

寸法表示よりも容積表示にするべきであるとの意見も出された。即ち、最大寸法の幅×高さ×奥行きで直方体の容積におきかえる表示では、形状により寸法表示とボリューム感とでは、大きな差を生じるので、実感と合うように容積表示とすべきであるという意見であり、その際の小突起物は全体積の3%以下とするものであったが、これは、ピーズ法等を用いて計測し、一般使用者には、分かりにくいとして採用されなかった。

## 2. 6

カタログ表示の場合、スペースの関係上むずかしいことであるが、複雑な形状のも

のに関しては、図を用いて表示することが望ましい。

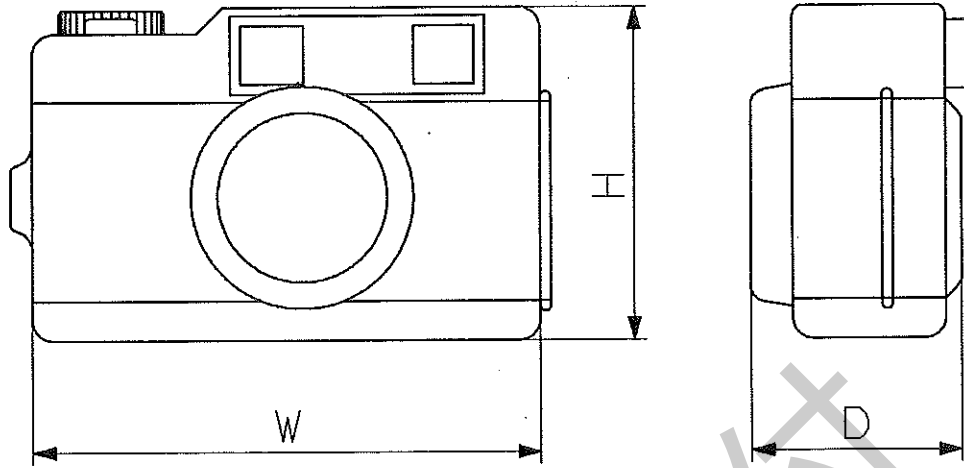
2. 7

次ページに、寸法の測定方法の例を図示した。図1～図4を参照願います。

2020年6月9日付  
廃止



図 1



吊り環・蝶番及びファインダー接眼部は、含まない。

図 2

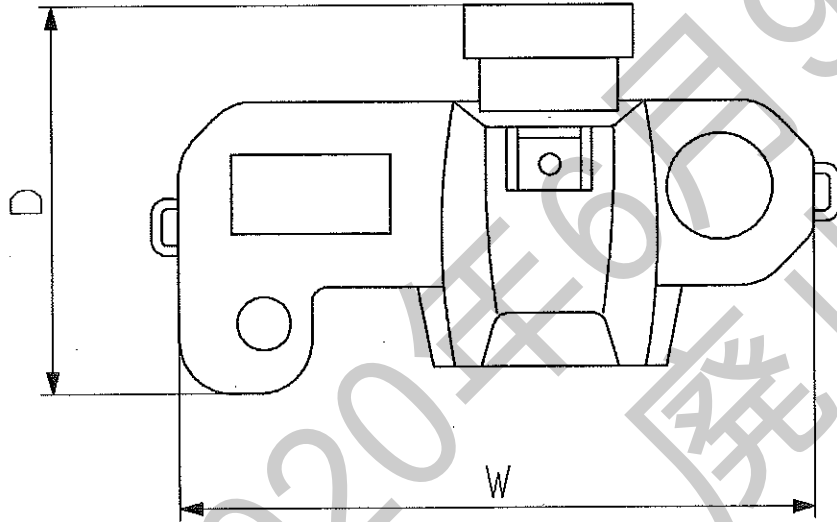
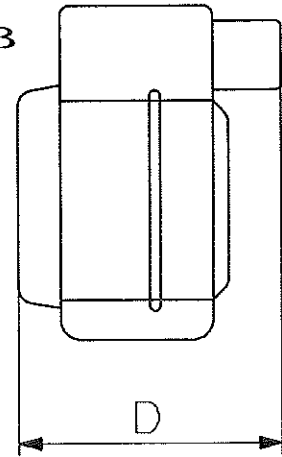


図 3



ファインダー接眼部を含む。

図 4

